

## さくら市フラワーボランティア制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、さくら市フラワーボランティア（以下「ボランティア」という。）制度の実施に関し必要な事項を定め、市民とさくら市が一体となり、花と緑のまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「花と緑のまちづくり」とは、花と緑でまちの景観をよくすることをいう。

### (登録要件)

第3条 ボランティアは、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 公共の福祉に反し、または反するおそれのある行為を行う者
- (2) 特定の政治団体又は宗教活動その他ボランティアとしてふさわしくない行為を行う者

### (登録方法)

第4条 ボランティアに登録しようとする個人又は団体は、さくら市フラワーボランティア登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容が適切であると認めるときは、さくら市フラワーボランティア登録承諾書（様式第2号）を交付し、ボランティアに登録するものとする。

### (登録内容の変更等)

第5条 前条の規定により登録した団体ボランティアの代表者は、登録内容に変更があったときは、さくら市フラワーボランティア変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 前条の規定により登録したボランティアが脱退しようとするときは、さくら市フラワーボランティア脱届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

### (活動内容)

第6条 ボランティアは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 公共花壇の花苗植込み及び整備に関すること。
- (2) 公園の緑化整備に関すること。
- (3) その他花と緑のまちづくりに関する活動

### (ボランティアの責務)

第7条 ボランティアは、花と緑のまちづくりにおいて、原則年1回以上の活動を行うものとする。ただし、市が認めるときはこの限りでない。

- 2 ボランティアが本要領を守らない等花と緑のまちづくりの趣旨にそぐわない行為

をしたときは、市は指導又は助言を行うことができる。

(解除)

第8条 市は、ボランティアに対して、次のいずれかに該当する場合は、ボランティアの解除を行うことができる。

- (1) 市にさくら市フラワーボランティア脱退届出書(様式第4号)が提出されたとき。
- (2) ボランティアが前条第2項の指導又は助言に従わないとき。
- (3) 団体が消滅したとき。
- (4) 花と緑のまちづくりに3年間参加していないとき。
- (5) その他解除する必要があるとき。

(市の役割)

第9条 市長は、ボランティアの活動に対し、予算の範囲内で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 花苗その他市が定める活動に必要な物資の支給
- (2) 花と緑のまちづくりに伴う草花廃棄に必要な支援
- (3) その他花と緑のまちづくりに関して、市が必要と認めた支援

(庶務)

第10条 ボランティアに関する庶務は、都市整備課公園緑地係において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。